

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

給付型奨学金 1,954億円 授業料等減免 4,578億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分 (493億円) は含まない。
国・地方の所要額 7,025億円

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】 ①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

(参考)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(4)高等教育費の負担軽減

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免

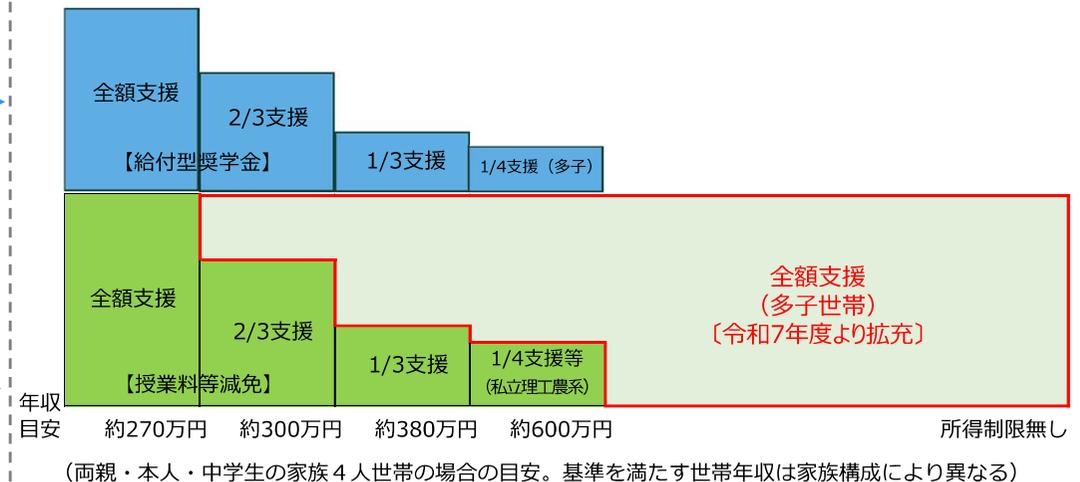
- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

支援額(イメージ)



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後は学修状況に一定の要件を設定

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

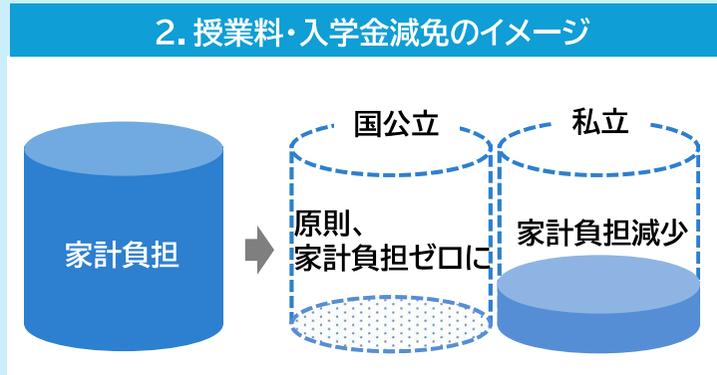
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。
 ⇒ 高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。
 ※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

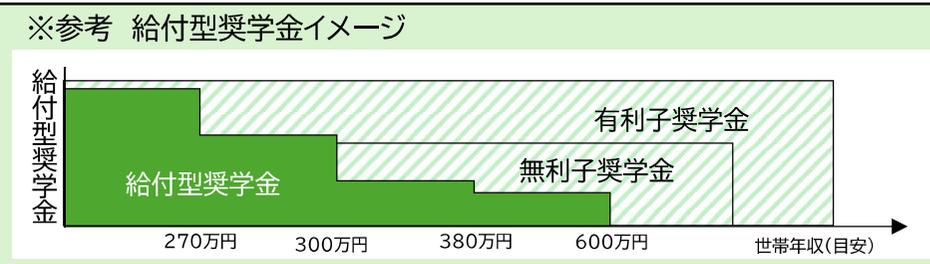
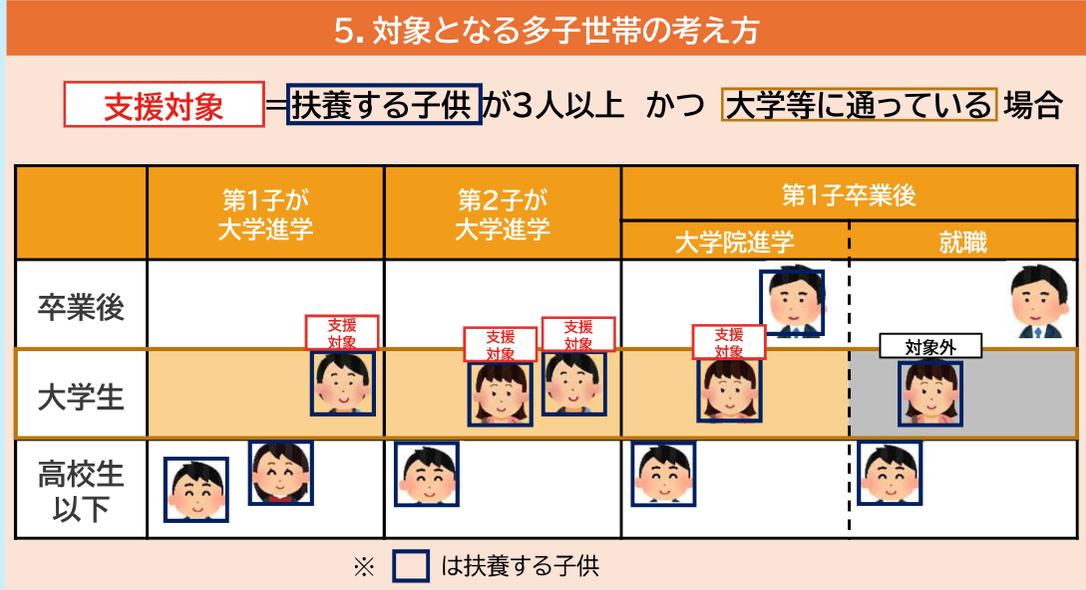
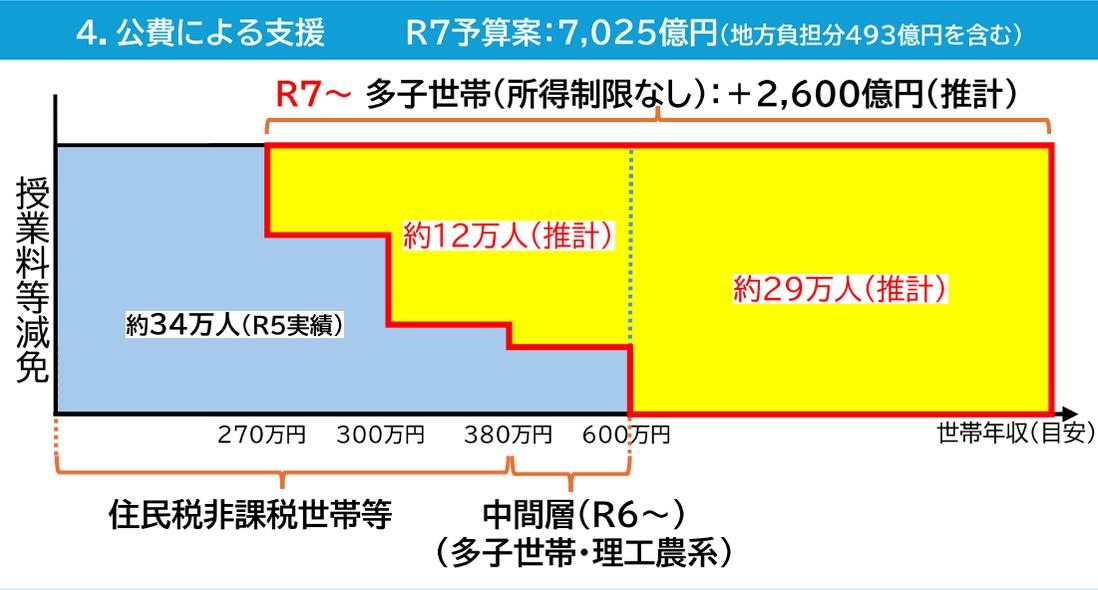
1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす 大学等が対象
財源	消費税財源を活用



3. 減免上限額(年額)

授業料等減免上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高等4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定) 抜粋

高等教育費により理想のこども数を持っていない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。**

- 令和7年度進学者（令和7年度予約採用候補者）も、令和6年度在学者も対象。
- 「高等教育の修学支援新制度」を利用したことがない者は、令和7年4月以降に、在籍する学校への授業料等減免申請が必要。
- 「高等教育の修学支援新制度」を利用したことがある在学者(※)は、多子世帯に該当するかJASSOが確認。

※現在支援を受けている者に加え、支援停止中の者を含む。

令和7年度制度改正等のポイント（「高等教育の修学支援新制度」全体に係るもの）

※ 令和7年1月24日時点の決定事項を記載。今年度末まで、随時追加。

【支援区分名称変更】（今回変更分を朱書表示）

条件等（年収目安）	区分(1子・2子世帯)	支援額		区分（多子世帯）	支援額	
		給付型奨学金	授業料等減免		給付型奨学金	授業料等減免
非課税世帯(～270万円)	第Ⅰ区分	(上限額) 90万円/年	(上限額) 70万円/年	第Ⅰ区分(多子世帯)	(上限額) 90万円/年	(上限額) 70万円/年
準非課税世帯(270万円～300万円)	第Ⅱ区分	(2/3) 60万円/年	(2/3) 47万円/年	第Ⅱ区分(多子世帯)	(2/3) 60万円/年	(上限額) 70万円/年
準非課税世帯(300万円～380万円)	第Ⅲ区分	(1/3) 30万円/年	(1/3) 23万円/年	第Ⅲ区分(多子世帯)	(1/3) 30万円/年	(上限額) 70万円/年
中間層(380万円～600万円) かつ理工農学部等	第Ⅳ区分(理工農)	—	(1/3or1/4) 23万円/年	—	—	—
中間層(380万円～600万円) かつ多子世帯	—	—	—	第Ⅳ区分(多子世帯)	(1/4) 22万円/年	(上限額) 70万円/年
中間層以上（600万円～） かつ多子世帯	—	—	—	多子世帯	—	(上限額) 70万円/年

※金額は私立大学・自宅外の場合で例示。

※「第Ⅳ区分（理工農）」と「第Ⅳ区分（多子世帯）」の両方に該当する場合は、原則として「第Ⅳ区分（多子世帯）」として取り扱う。

※「第Ⅳ区分（対象外）」の区分は廃止。

※「支援額」欄のうち、水色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満、黄色の欄は3億円未満。（次項参照）

【資産要件に係る上限額】

令和6年度まで

生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

令和7年度以降

（生計維持者の数に関わらず）5,000万円未満
※ **多子世帯の授業料等減免は3億円未満**

※資産に該当するものの範囲（現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等）は変更なし。

令和7年度制度改正等のポイント（授業料等減免に係る認定事由新設）

【授業料等減免に係る認定事由（新設）】

授業料等減免について、支援対象者としての**認定事由を新たに設定**。 ※給付型奨学金については認定事由は設定しない（従来に同じ）。

（認定事由）

- ① 授業料等の負担を求めることが極めて困難（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（理工農））
- ② 多子世帯（Ⅰ（多子世帯）、Ⅱ（多子世帯）、Ⅲ（多子世帯）、Ⅳ（多子世帯）、及び「多子世帯」）

【授業料等減免認定申請時】

学生等が所属校に認定申請書を提出する際に、いずれの認定事由による支援を希望するかを明示することが必要

- 令和7年4月に行う在学採用から適用。（新生、在学学生いずれも対象）
- 認定申請書(A様式1)を改訂し、希望する認定事由を確認する欄を設ける予定。

【授業料等減免支援区分変更認定の申請】

10月適格認定(家計)等により認定事由が変更となる場合、学生等は、いずれの認定事由による支援を希望するかを明示した変更認定申請書を所属校に提出することが必要

- 令和7年4月以降に行う在学採用から適用。
（10月の適格認定(家計)のほか、家計急変等も対象）
- 認定事由①と②を跨ぐ場合が対象。
【例】「区分Ⅱ」から「区分Ⅲ(多子世帯)」に変更
「多子世帯」から「区分Ⅳ(理工農)」に変更
- 変更認定のための様式を追加し、希望を確認する欄を設ける予定。

認定申請書（A様式1、改訂イメージ）

認定申請書（A様式1、改訂イメージ）			
大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書			A様式1
年 月 日			
〇〇学校長 殿			
私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。			
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。			
◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。			
◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、〇〇学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が〇〇学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意し、			
◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。			
※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）			
申請者	フリガナ		入学年月 年 月 入学
	氏名		
	生年月日	(西暦) 1 年 1 月 1 日 日生	
	現住所	〒 都道府県 市区町村	
	所属学部・学科等		学籍番号
	学年	昼間・夜間・通信の別	□昼(昼夜開講を含む) □夜 □通信
希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難（大学等における修学の支援に関する法律第○条第○号第○項） <input checked="" type="checkbox"/> 多子世帯（同法第○条第○号第○項）		
過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（*）	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月
過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの口に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)			

令和7年度制度改正等のポイント（「扶養する子」の範囲）

- 多子世帯支援における「扶養する子」は、原則として、申請時点における実際のきょうだい数等ではなく、確定済みの前年以前の税情報により確認。
- 令和7年度より、申請等の直前（課税情報に反映されない時期）に出生した生計維持者の実子などを追加する。

【「扶養する子」の範囲の変更（令和7年度～）】

～令和6年度	令和7年度～
(多子世帯の要件) 生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上 (扶養する子の範囲) 税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下に該当する者 ・ 生計維持者の子（実子・養子） ・ 生計維持者の年下の親族（弟妹など） など	(多子世帯の要件) 生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上 (扶養する子の範囲) 税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下に該当する者 ・ 生計維持者の子（実子・養子） <u>※課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」などを含む</u> ・ 生計維持者の年下の親族（弟妹など） など

【手続き等】

- 基本的には、該当する学生から申し出てもらうことが必要。（（マイナンバーを通じて取得する）税情報では確認できない情報であるため）
- 採用時（例年4月・10月）・適格認定（家計）判定（主として例年10月）において反映する。
- 各学校では学生等に対して周知の上、該当する学生から学校に対して個別に申し出た上で、各校がとりまとめてJASSOに報告。JASSOにおける適格認定（家計）に反映する。
- 令和7年度予約採用者、令和6年度在学者も該当。（令和7年4月以降の支援に反映する。）
これらの者に関しては、令和7年3月初旬を目途に、JASSOより各校に対して必要な手続きについて連絡する予定。

令和7年度支援開始に向けた手続き (入学者/在学者別、令和7年2月～4月頃まで)

手続きを行うのは令和7年4月以降

区分		学生等の手続き	学校における授業料等減免認定(※1)
入学者	・ 高等学校等在学時に予約採用を申し込み、給付型奨学金の「採用候補者」となっている	【授業料等減免】申請 (→学校) →認定申請書に認定事由の表示が必要 【給付型奨学金】「進学届」提出 (→JASSO)	学生等の希望する認定事由及びJASSOから提供される支援区分情報に基づき認定 (※2)
	・ 予約採用を申し込んでいない ・ 予約採用を申し込んだが、給付型奨学金の「採用候補者」となっていない	【授業料等減免】申請 (→学校) →認定申請書に認定事由の表示が必要 【給付型奨学金】在学採用申請 (→JASSO)	学生等の希望する認定事由及びJASSOから提供される支援区分情報に基づき認定
在学者	・ 授業料等減免・給付型奨学金を両方利用している (※3)	JASSOが多子世帯に該当するか確認 →多子世帯の場合、変更認定申請が必要	学生等の希望する認定事由及びJASSOによる多子世帯に該当するかの確認結果に基づき認定
	・ 給付型奨学金のみ利用している (※3)	○一部の学生等につき、R6.10適格判定(家計)の情報(令和6年6月確定の税情報)では、R7.4以降に多子世帯に該当するか確認できない状況 ○令和7年2月以降、これらの学生等を対象に、詳細はJASSOより各校経由で連絡 ○対象学生等の詳細はJASSOより通知	学生等の希望する認定事由及びJASSOによる多子世帯に該当するかの確認結果に基づき認定
	・ 授業料等減免のみ利用している	【給付型奨学金】在学採用申請 (→JASSO) →多子世帯の場合、変更認定申請が必要	学生等の変更認定申請及びJASSOによる多子世帯に該当するかの確認結果に基づき認定
	・ 給付型奨学金も授業料等減免も利用していない	【授業料等減免】申請 (→学校) →多子世帯の場合、変更認定申請が必要 【給付型奨学金】在学採用申請 (→JASSO)	学生等の変更認定申請及びJASSOから提供される支援区分情報に基づき認定

※1 JASSOによる手続きを経由しない学生等は、JASSOによる要件判定(マイナンバーによる住民税情報取得とそれに基づく世帯収入・扶養する子の数の確認など)ができない。そのような学生等については、大学等において学生等に証明書等(自治体が発行する課税証明書など)を提出させたうえで、大学等において要件判定を行うこととなる。

※2 JASSO「採用候補者決定通知」記載の支援区分により支援。(例:採用候補者決定通知で第Ⅱ区分【多子世帯○】→第Ⅱ区分(多子世帯)として支援。授業料等減免は上限額、給付型奨学金は3分の2)

※3 適格認定(家計)の結果等により給付型奨学金の支援が停止している者を含む。本制度の支援が廃止となった者は含まない。

令和7年度からの多子世帯支援拡充について（まとめ①）

※黒字は「令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化に係る情報提供及び高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領（第5版）等の一部改訂について」（令和6年10月31日事務連絡）1.（1）の内容と同じ。

※今回の追加事項等は赤字。

事項		内容
支援内容	支援額	授業料及び入学金につき、国の定めた上限額まで支援 ※給付型奨学金支援額は現行支援区分に従う
学生の要件	所得制限	なし
	資産要件	3億円未満
	扶養する子等の範囲	実子、養子、生計維持者より年下の扶養親族、里子（地方税の課税情報により確認） 課税情報に反映されていない新たに出生した子等（該当する学生より個別に申し出）
申請関係 認定関係	採用時の多子世帯の要件に該当するかの確認方法	原則として、独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の給付型奨学金への申込みによりJASSOにおいて判定 ※令和7年度進者及び本制度を利用したことがない在学者は令和7年4月以降の授業料等減免申請が必要。 ※在学者のうち、本制度を利用したことがある者に関して、本年2月以降にJASSOにおいて多子世帯に該当するかを確認。
	認定事由(授業料等減免のみ)	学校の行う授業料等減免の認定事由として、下記を新設 ・授業料等の負担を求めることが極めて困難な者（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（理工農）） ・多子世帯である者（Ⅰ（多子世帯）、Ⅱ（多子世帯）、Ⅲ（多子世帯）、Ⅳ（多子世帯）、及び「多子世帯」） 認定申請時及び適格認定（家計）等により認定事由が変更する際、学生等はいずれかの認定事由による認定を希望して申請
その他	支援区分	現行支援区分Ⅰ～Ⅲに「多子世帯」区分を追加（表記は「第Ⅱ区分（多子世帯）」など） 支援区分Ⅰ～Ⅳに該当しない世帯年収（目安600万円以上）かつ多子世帯である区分として「多子世帯」を新設

令和7年度からの多子世帯支援拡充について（まとめ②）

（参考）現行制度から取扱いの変更がないもの

事項		内容
学生の要件	多子世帯の要件	生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯
	採用となる者の学業成績の要件	一定以上の成績があること、あるいは面談やレポート等により学修意欲が確認されれば対象
	適格認定(学業)の方法(支援継続となる学業成績の要件)	令和6年7月5日付け事務連絡「令和7年度以降における多子世帯の大学等授業料等無償化及び高等教育の修学支援新制度の学業要件について」に記載の要件を適用（令和7年度より各要件の水準が変更されていることに留意）
申請関係	申込方法	令和7年度に入ってから所属する大学等において申請
認定関係	扶養状況の確認に用いる情報	原則として、申請時点で確定している前年以前の年末（12月31日）時点の住民税の課税情報
	適格認定(家計)の方法(多子世帯の要件に引き続き該当するか否かの確認)	原則としてJASSOに申請し、JASSOにおいて判定
家計急変	家計急変採用の取扱い	急変事由に該当することを確認した上で、家計要件判定※において対象であることが確認できた場合に採用 ※多子世帯支援の場合、生計維持者の扶養する子供が3人以上等の要件に該当することを確認。
その他	学生等の手続き、支援状況照会や適格認定情報登録等に利用するシステム	JASSOの提供する奨学金業務関係各システム（「スカラネット」など）を利用